第五十三条の三から第五十三条の六までを削る。

第五十四条第一号中「この号から第八号まで」を「この条」に改め、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号から第十二号までを削る。

第五十五条中「第百十八条第三項」を「第百十八条第一項」に改める。

第五十六条から次のように改める。

第五十六条から第五十八条まで　削除

第五十九条第一項の表小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三条第四号に掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚はまち養殖業（同条第五号に掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（同条第六号に掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）の項から小割り式さけ・ます養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。以下同じ。）の項まで、小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十三号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十四号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）の項及び小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十八号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）の項から小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十二号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十三号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）の項までの規定中「。以下同じ」を削る。

第六十七条中「真珠貝」を「真珠貝（同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。）」に、「ぶりをいう。以下同じ」を「ぶりをいう」に、「ぎんざけ等をいう。以下同じ」を「ぎんざけ等をいう」に、「かんぱちをいう。以下同じ」を「かんぱちをいう」に、「すずきをいう。以下同じ」を「すずきをいう」に、「ひらまさをいう。以下同じ」を「ひらまさをいう」に、「掲げるまあじをいう。以下同じ」を「掲げるまあじをいう」に、「しまあじをいう。以下同じ」を「しまあじをいう」に改める。

第六十八条の二の見出しを「共済金の支払の特例に係る養殖業に係る疾病」に改め、同条の表中小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業及び小割り式三年魚はまち養殖業の項、小割り式さけ・ます養殖業の項、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式二年魚かんぱち養殖業及び小割り式三年魚かんぱち養殖業の項及び小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業及び小割り式三年魚すずき養殖業の項から小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業の項までを削る。

第六十九条の見出しを「共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合を乗ずる養殖水産動植物」に改め、同条中「、ぶり、ぎんざけ等」を削り、「、かんぱち」を「及び」に改め、「、すずき、ひらまさ、まあじ及びしまあじ」を削る。

第六十九条の二の見出しを「共済金の支払の特例に係る養殖業に係る塡補の割合」に改める。

第二章第四節中第七十一条の十九を第七十一条の二十とする。

第七十一条の十八第一号中「この号から第八号まで」を「この条」に改め、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号から第十三号までを削り、同条を第七十一条の十九とする。

第七十一条の十七中「すべて」を「全て」に、「第七十一条の十四」を「第七十一条の十五」に改め、同条を第七十一条の十七とし、第七十一条の十三から第七十一条の十六までを一条ずつ繰り下げる。

第七十一条の十二第一項中「第十八条の八第一項」を「第十八条の九第一項」に改め、同条第二項中「第十八条の八第二項」を「第十八条の九第二項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第七十一条の九第二項」を「第七十一条の十第二項」に改め、同条を第七十一条の十三とする。

第七十一条の十一第一項中「第十八条の八第一項」を「第十八条の九第一項」に改め、同条第二項中「第十八条の八第二項」を「第十八条の九第二項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第七十一条の十二とし、第七十一条の十を第七十一条の十一とする。

第七十一条の九中「第十八条の六」を「第十八条の七」に改め、同条を第七十一条の十とする。

第七十一条の八中「第十八条の六」を「第十八条の七」に改め、同条を第七十一条の九とし、第七十一条の七を第七十一条の八とし、第七十一条の六を第七十一条の七とする。

第七十一条の五の次に次の一条を加える。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の六　都道府県知事は、法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

第七十四条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「第七十一条の七ただし書」を「第七十一条の八ただし書」に、「第四十九条ただし書第二号」を「第四十九条第二号」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二　令第二十三条第三項第三号の農林水産省令で定めるものは、当該共済責任期間中において当該養殖業の養殖を行わないもの及び共済契約を締結するとすればその共済契約に係る養殖水産動植物につき共済事故の発生する見込みが確実であるものとする。

第八十六条中「第二十三条第三項第三号」を「第二十三条第三項第四号」に改める。

（漁船乗組員給与保険法施行規則の廃止）

第三条　漁船乗組員給与保険法施行規則（昭和二十七年農林省令第八十七号）は、廃止する。

第四条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五号中「（同法第百三十八条第七項において準用する場合を含む。）、第百三十七条の八及び第百三十七条の九」を削る。

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の項中「（これらの規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表第二漁船損害等補償法の項中「及び第百三十条」を「、第五十九条及び第六十一条」に改め、同表中漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の項を削る。

別表第三漁船損害等補償法の項中「（これらの規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表第四漁船損害等補償法の項中「（これらの規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「、第五十九条並びに第六十一条」に改める。